

1

令和8年第2回

多治見市議会臨時会議案

令和8年5月11日

目 次

報第11号	専決処分の報告について	1
報第12号	専決処分の報告について	3
報第13号	専決処分の報告について	5
報第14号	専決処分の報告について	8
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	9

報第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月11日提出

多治見市長 高木 貴行

専第8号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

多治見市長 高木 貴行

- 1 権利放棄の内容 訴訟費用及び強制執行費用の未収金
- 2 債務者 *** ** **
- 3 権利放棄する金額 145,207円
- 4 権利放棄の理由

令和2年・令和4年・令和6年の3件の民事事件につき、それぞれ判決確定後に本人宛てに訴訟費用の請求書を送付したが、納付がなかった。令和2年の民事事件の判決確定後に金融機関に口座照会をし、令和6年の民事事件の判決確定後に裁判所へ債権差押命令を申し立て、差押命令が発せられたものの、当該金融機

関に口座がなく不奏功となった。

預貯金債権以外の不動産・動産について、差押えにより費用を回収できる見込みがなく、権利を放棄することとした。

報第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月11日提出

多治見市長 高木 貴行

専第9号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

多治見市長 高木 貴行

1 権利放棄の内容 市営住宅家賃及び駐車場使用料の未収金

2 債務者及び権利放棄する金額

債 務 者			権利放棄する金額	
			計 1,890,457 円	
	住 所	氏 名	市営住宅家賃	駐車場使用料
債務者 1	****	*** **	161,000 円	44,040 円
債務者 2	*****	** **	537,650 円	102,960 円
債務者 3	****	** **	445,500 円	—
債務者 4	****	** ***	321,830 円	61,970 円
債務者 5	****	** **	178,090 円	28,250 円
債務者 6	****	** *	9,167 円	—

3 権利放棄の理由

債務者 1 から 4 まで	対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者及び連帯保証人が時効の援用をする見込みがあるため。
債務者 5	債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。
債務者 6	債務者が死亡し、相続人及び連帯保証人が時効の援用をする見込みがあるため。

報第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月11日提出

多治見市長 高 木 貴 行

専第10号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

多治見市長 高 木 貴 行

1 権利放棄の内容 水道料金の未収金

2 債務者及び権利放棄する金額

債 務 者			権利放棄する金額 計 320,820 円
	住 所	氏 名	
債務者 1	***	* **	4,620 円
債務者 2	*****	***** ** ***** **	13,068 円
債務者 3	****	** **	1,474 円
債務者 4	*****	** **	9,154 円
債務者 5	*****	***** ** *****	1,628 円
債務者 6	***	** ***	37,512 円
債務者 7	****	** **	6,677 円
債務者 8	****	**** ***** ***	22,906 円
債務者 9	****	** **	781 円
債務者 10	*****	** **	4,840 円
債務者 11	****	** **	18,260 円
債務者 12	****	** **	7,265 円
債務者 13	*****	** **	9,999 円
債務者 14	****	*** ***** *****	5,280 円
債務者 15	****	** **	8,782 円
債務者 16	*****	** ***	4,928 円
債務者 17	****	** **	1,776 円
債務者 18	****	** ***	2,794 円
債務者 19	****	**** ***** ****	27,104 円

債務者20	****	** **	4,818 円
債務者21	****	**** *****	81,020 円
債務者22	****	** **	7,040 円
債務者23	****	** **	10,428 円
債務者24	****	** **	5,082 円
債務者25	****	** **	10,890 円
債務者26	***	** *	12,694 円

3 権利放棄の理由

債務者1から22まで	債務者が無資力・所在不明・支払に応じない等のため、対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。
債務者23から25まで	債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。
債務者26	破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

報第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月11日提出

多治見市長 高木 貴行

専第12号

損害賠償の額を定めるについて

市内大藪町地内の多治見市南姫財産区が所有する貸付地において、隣接する同財産区所有の山林から幹の腐食により木が倒れ、当該貸付地内に存する倉庫の屋根、外壁及び雨樋の一部を破損させていることを令和8年2月13日に確認した。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年4月2日

多治見市長 高木 貴行

損害賠償額 一金 972,070円

承第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年5月11日提出

多治見市長 高木 貴行

専第11号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

多治見市長 高木 貴行

多治見市条例第15号

多治見市税条例の一部を改正する条例

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第21条中「、第91条の4第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第91条の4第

1 項の申告書、」を削る。

第36条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第90条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第90条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第90条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第90条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第90条の4（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条を次のように改める。

第91条 削除

第91条の2から第91条の6までを削る。

第92条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第93条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第94条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第96条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第97条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第98条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第99条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第100条第2項中「第90条第3項ただし書」を「第90条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第6条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の3の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条を附則第6条の3とする。

附則第7条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第6条の3の2第1項」を削る。

附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第15条の3第3項第2号、第15条の4第3項第2号及び第16条第3項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第17条第5項第2号、第18条第2項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「及び附則第6条の3第1項」に改める。

附則第19条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「及び第6条の

3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の多治見市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(多治見市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 多治見市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。